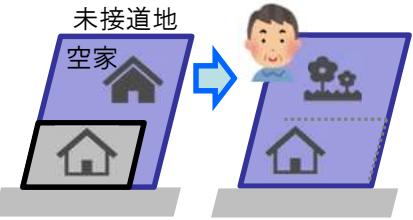


令和7年度 新潟市空き家活用推進事業

市が進める施策における空き家の有効活用等を促進することを目的として、空き家の利活用を行う者に対し、その費用の一部を補助するものです



跡地活用タイプ

令和7年4月17日（木）から先着順で申請受付

目的

個人または法人が跡地活用のために行う未接道地の空き家の解体及び未接道地の購入を支援し、管理不全空き家の予防及び地域の住環境の向上を図る

補助率

1／3

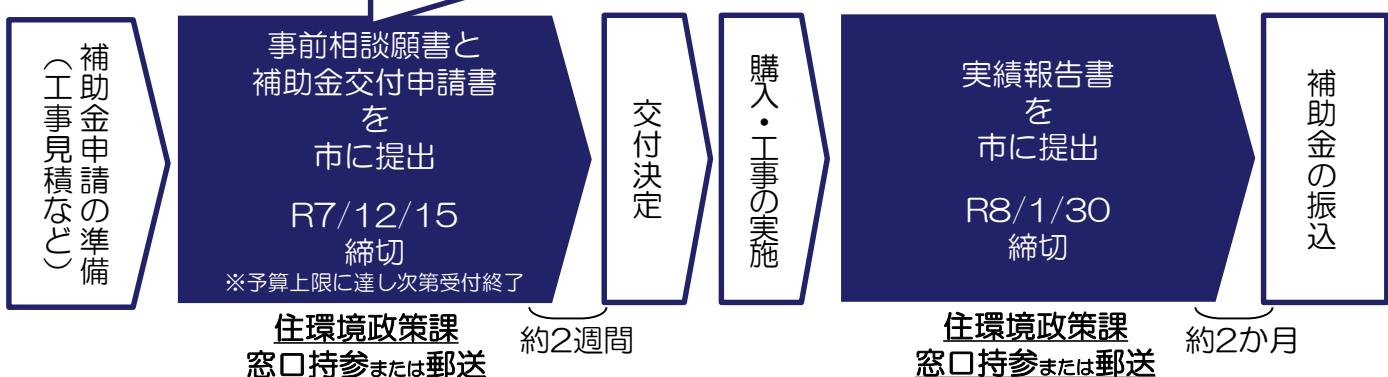
補助上限額

50万円

<申請の流れ>

購入・工事着手前に手続きが必要です！

*工事費のみが補助対象の場合は購入後でも可



補助事業の要件

- 跡地を活用するために未接道地を購入し、当該未接道地に存する空き家の対象解体工事を行うこと
- 空き家解体後の跡地を適正に管理し、周辺住民の居住環境を悪化させないよう努めること

*法人で、空き家解体後の跡地を売却・賃貸する際には、売却・賃貸により周辺住民の居住環境を悪化させるようなことがないように努めること

対象解体工事の要件

- 補助金の交付の決定を受けた後に着手する工事であること
- 10万円（消費税及び地方消費税相当額を除く）以上の対象解体工事を実施すること
- 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注すること

* 法人の場合は、解体工事は自社によるものでないこと

| | |
|--------|---|
| 申請者の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定以降、実績報告書の提出までに補助事業により対象解体工事を行う個人又は法人 ・暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと ・市税を完納していること <p>※ 申請者等・・・申請者、及び未接道地の購入等を共同名義で行う場合、申請者以外の共同名義人</p> |
|--------|---|

| | |
|--------|---|
| 補助対象経費 | <p>空き家の存する土地の購入に係る経費 空き家の対象解体工事に係る経費</p> <p>※申請者が法人の場合、補助対象経費に土地の購入に係る経費は含めない ※未接道地と未接道地以外の土地を合わせて購入する場合、補助対象経費の算定方法は未接道地部分の面積按分とする</p> |
|--------|---|

＜対象外経費＞

- ・消費税及び地方消費税相当額
- ・契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料
- ・未接道地以外の土地の購入費
- ・家具、電化製品、暖房器具及び照明器具等の物品の処分に係るもの
- ・その他補助の対象として市長が不適当と認めるもの

| | |
|---------|--|
| 未接道地の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者等が所有している土地でないこと ※ ・申請前1年以内に分筆等により未接道地になった土地でないこと ・登記の全部事項証明書（建物）、登記情報サービスによる登記情報、固定資産税明細書又は固定資産課税台帳（名寄帳）等により空き家の所在地であることが確認できるものであること ・申請者等が交付決定以降、実績報告書の提出までに取得するもの ※ ・以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 建築基準法第42条に定める道路（建築基準法第42条第2項、又は同条第3項を除く）に接し、土地と道路が接する長さが2メートル未満の土地であること イ 建築基準法第42条第2項、又は同条第3項に規定する道路にのみ接している土地であること ウ 建築基準法第42条に定める道路に接していない土地であること <p>※ 空き家の対象解体工事に係る経費のみを補助対象とする場合、交付申請の日から遡って、1年内に申請者等が売買により取得したものを含む。</p> |
|---------|--|

空き家※の要件

※申請前3か月以上の間そのすべてが常態として居住・使用されていない
※建設から1年以上経過し、居住・使用されたことがある

- ・未接道地に現に存するものであること
 - ・申請者等の居住又は使用に供されたことがないこと
 - ・申請者等が所有しているものでないこと ※
 - ・建物全部登記事項証明書、固定資産税明細書又は固定資産課税台帳（名寄帳）により所在が確認できること
 - ・申請者等が交付決定以降、実績報告書の提出までに対象解体工事を実施するもの
- ※ 空き家の対象解体工事に係る経費のみを補助対象とする場合、交付申請の日から遡って、1年以内に申請者等が売買により取得したものを含む。

事前相談願書・補助金交付申請に必要な書類

- 事前相談願書（要領別記様式A）
 - 補助金交付申請書（要領別記様式第1号）
 - 当該空き家の対象解体工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2）
 - 当該未接道地の購入に係る見積書（売買契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の3）
【購入費を補助対象にする場合】
 - 当該未接道地及び空き家の全景写真（事前相談時点の状況が確認できるもの）
 - 当該未接道地と道路又は通路、及び隣接地の現況が確認できる写真（事前相談時点の状況が確認できるもの）
 - 当該未接道地の要件を満たしていることが確認できる以下の書類
 - ア 当該土地の所有者が確認できる登記の全部事項証明書（土地）又は登記情報サービスによる登記情報（申請前3か月以内に発行されたもの）
 - イ 当該土地の公図の写し
 - ウ 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）、登記情報サービスによる証明書、固定資産税明細書又は固定資産課税台帳（名寄帳）の写し等
 - エ 当該未接道地の形状、未接道地に接している道路又は通路の接道長さ及び幅員、並びに空き家の配置のわかる現況図
 - 新潟市制度用の納税証明書（申請した年度に発行されたもの） ※新潟市内に住所がない者等は除く
 - その他市長が必要と認めるもの
- ＜法人が申請する場合＞
- 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（要領別記様式第3号）
 - 法人の登記事項証明書

実績報告に必要な書類

- 実績報告書（要領別記様式第2号）
- 当該未接道地の購入に係る売買契約書の写し
- 当該空き家の解体工事請負契約書の写し
- 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの）
- 当該未接道地の登記の全部事項証明書（土地）又は登記情報サービスによる登記情報（補助事業者へ所有権移転登記完了後のもの）【交付決定以降取得した場合】
- 未接道地が更地になったことが確認できる写真
- 新潟市制度用の納税証明書（交付申請書に添付できなかった場合）
- 申請書類から変更した内容が確認できる書類（軽微な変更があった場合に限る。）
- その他市長が必要と認めるもの

（問い合わせ・書類郵送先）

新潟市建築部住環境政策課 空き家対策・活用推進室

住所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル6F

電話：025-226-2813（直通） FAX：025-229-5190 Email：jukankyo@city.niigata.lg.jp